

事務総局会議（第12回）議事録	
日時	令和7年6月17日（火）午前10時00分～午前10時10分
場所等	総局会議室
出席者	氏本事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、染谷経理局長、福田民事局長兼行政局長、平城刑事局長、馬渡家庭局長、福島秘書課長兼広報課長、坂口審議官、榎本デジタル審議官、馬場事務総局参事官
議事	<ol style="list-style-type: none">1 民事執行規則等の一部を改正する規則について 福田民事局長説明（資料第1）2 民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則等の一部を改正する規則及びこれに関連する議決について 福田民事局長兼行政局長説明（資料第2）
結果	◎ 裁判官会議付議 1、2
秘書課長 福島直之	

資料一

◎最高裁判所規則第●号

民事執行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和●年●月●日

最 高 裁 判 所

民事執行規則等の一部を改正する規則

(民事執行規則の一部改正)

第一条 民事執行規則(昭和五十四年最高裁判所規則第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(執行文の記載事項等)

第十七条 「略」

〔2〕4 略〕

5 前項の規定にかかわらず、公証人が法第二十

六条第二項第二号に定める方法により執行文を

付与する場合には、当該執行文について、次の

各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措

置を講じなければならない。

一 電子部分（法第二十六条第二項第二号に定

める方法により付与される執行文のうち、債

務名義に係る電磁的記録（電子的方式、磁気

改正前

(執行文の記載事項)

第十七条 「同上」

〔2〕4 同上〕

〔新設〕

的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に併せて記録される部分をいう。） 付与の年月日の記録及び公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第四十条第四項第一号に定める措置

二 付記部分（法第二十六条第二項第二号に定める方法により付与される執行文のうち、公証人法第四十四条第一項第二号の書面の末尾に付記される部分をいう。） 付与の年月日の記載及び記名押印

6 前項の場合における第一項から第三項までの

〔新設〕

規定の適用については、これらの規定中「執行文」とあるのは、「第五項第一号に規定する電子部分に記録するとともに、同項第二号に規定する付記部分に」とする。

(債務名義の原本への記入)

第十八条 裁判所書記官又は公証人は、執行文(法第二十六条第二項第二号に定める方法により公証人が付与するものを除く。)を付与したときは、債務名義の原本にその旨、付与の年月日及び執行文の通数を記載し、並びに次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

「一、三 略」

(債務名義の原本への記入)

第十八条 裁判所書記官又は公証人は、執行文を付与したときは、債務名義の原本にその旨、付与の年月日及び執行文の通数を記載し、並びに次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

「一、三 同上」

〔2 略〕

（公証人法第四十八条第一項の最高裁判所規則で定める執行証書の正本等の送達方法）

第二十条 公証人法第四十八条第一項の最高裁判所規則で定める方法は、次項及び第五項から第七項までの申立てに基づいてされる公証人による送達、執行官による送達及び公示送達とする。

2 執行証書が電磁的記録をもつて作成されたときは、債権者は、公証人に対し、当該執行証書に係る公証人法第四十八条第一項に規定する電磁的記録に記録されている事項につき債務者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以

〔2 同上〕

（公証人法第五十七条ノ二第一項の最高裁判所規則で定める執行証書の正本等の送達方法）

第二十条 公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十七条ノ二第一項の最高裁判所規則で定める方法は、次項から第四項までの申立てに基づいてされる公証人による送達、執行官による送達及び公示送達とする。

〔新設〕

下同じ。)に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、債務者に対し、電子情報処理組織(公証人の使用に係る電子計算機と債務者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して当該措置がとられた旨の通知を発する方法によつてする送達の申立てをすることができる。

3 前項の申立てに基づいてされる送達は、債務

者の同意がある場合に限り、することができる

。

4 第二項の申立てに基づいてされる送達は、債

務者が送達すべき電磁的記録に記録されている

〔新設〕

〔新設〕

事項についてその使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をした時に、その効力を生ずる。

5| 債務者が執行証書の作成を公証人に囑託するためにその役場に出頭したときは、債権者は、当該公証人に対し、当該執行証書に係る公証人法第四十八条第一項に規定する書類について、公証人自らがその場で債務者に交付してする送達の申立てをすることができる。

6| 「略」

7| 債務者の住所、居所その他送達をすべき場所
が知れないとき、若しくは次項及び公証人法第
四十八条第三項において準用する民事訴訟法第

2| 債務者が執行証書の作成を公証人に囑託するためにその役場に出頭したときは、債権者は、当該公証人に対し、当該執行証書に係る公証人法第五十七条ノ二第一項に規定する書類について、公証人自らがその場で債務者に交付してする送達の申立てをすることができる。

3| 「同上」

4| 債務者の住所、居所その他送達をすべき場所
が知れないとき、若しくは次項及び公証人法第
五十七条ノ二第三項において準用する民事訴訟

百七条第一項の規定による送達をすることができないとき、又は外国においてすべき送達についてその送達が著しく困難であるときは、債権者は、第五項の書類の公示送達について、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所（この普通裁判籍がないときは、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所）の許可を受けて、その地方裁判所に所属する執行官に対し、その書類の公示送達の申立てをすることができる。

8 | 民事訴訟法第百二条第一項及び第二項の規定は第二項又は第五項の送達について、同法第百

法第百七条第一項の規定による送達をすることができないとき、又は外国においてすべき送達についてその送達が著しく困難であるときは、債権者は、第二項の書類の公示送達について、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所（この普通裁判籍がないときは、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所）の許可を受けて、その地方裁判所に所属する執行官に対し、その書類の公示送達の申立てをすることができる。

5 | 民事訴訟法第百二条第一項及び第二項の規定は第二項の送達について、同法第百一条から第

一条から第百三条まで、第百五条、第百六条並びに第百七条第一項及び第三項並びに民事訴訟規則第四十三条及び第四十四条の規定は第六項の送達について、同法第百十一条及び第百十二条並びに同規則第四十六条第二項の規定は前項の公示送達について準用する。

(担保不動産競売の開始決定前の保全処分等の申立ての方式等)

第百七十二條の二 「略」

2 前項の書面には、次に掲げる文書を添付しなければならぬ。

「一 略」

二 法第百八十七条第三項の規定による提示に

百三条まで、第百五条、第百六条並びに第百七条第一項及び第三項並びに民事訴訟規則第四十三条及び第四十四条の規定は第三項の送達について、同法第百十一条及び第百十二条並びに同規則第四十六条第二項の規定は前項の公示送達について準用する。

(担保不動産競売の開始決定前の保全処分等の申立ての方式等)

第百七十二條の二 「同上」

2 「同上」

「一 同上」

二 法第百八十七条第三項の規定による提示に

係る文書（法第百八十一条第一項第一号に掲げる文書を除く。）の写し

〔3・4 略〕

（小型船舶の競売）

第七十七條の二 小型船舶を目的とする先取特権の執行としての競売については、第七十六

條（同條第二項において準用する法第百八十一

條第一項第一号及び第二項並びに法第百八十三

條第一項第一号を除く。）の規定を準用する。

この場合において、第七十六條第一項中「自動車の本拠」とあり、及び同條第二項において準用する第八十七條第一項中「自動車の自動車登録ファイルに登録された使用の本拠の位置（

係る文書（法第百八十一条第一項第三号に掲げる文書を除く。）の写し

〔3・4 同上〕

（小型船舶の競売）

第七十七條の二 小型船舶を目的とする先取特権の執行としての競売については、第七十六

條（同條第二項において準用する法第百八十一

條第一項第三号及び第二項並びに法第百八十三

條第一項第四号を除く。）の規定を準用する。

この場合において、第七十六條第一項中「自動車の本拠」とあり、及び同條第二項において準用する第八十七條第一項中「自動車の自動車登録ファイルに登録された使用の本拠の位置（

以下「自動車の本拠」という。」とあるのは「小型船舶の小型船舶登録原簿に登録された船籍港」と、第七百七十六条第二項において準用する法第百八十一条第一項第二号ハ中「一般の先取特権」とあるのは「先取特権」と読み替えるものとする。

(申立ての取下げの通知等)

第九百九十三条 「略」

2 法第二百八条第一項に規定する決定が情報の提供を命じられた者に告知された場合において、法第二百十一条において準用する法第三十九条第一項第七号若しくは第八号又は法第百八十条第一項第二号若しくはへに掲げる文書が

以下「自動車の本拠」という。」とあるのは「小型船舶の小型船舶登録原簿に登録された船籍港」と、第七百七十六条第二項において準用する法第百八十一条第一項第四号中「一般の先取特権」とあるのは「先取特権」と読み替えるものとする。

(申立ての取下げの通知等)

第九百九十三条 「同上」

2 法第二百八条第一項に規定する決定が情報の提供を命じられた者に告知された場合において、法第二百十一条において準用する法第三十九条第一項第七号若しくは第八号又は法第百八十条第一項第六号若しくは第七号に掲げる文書

提出されたときは、裁判所書記官は、申立人及び当該情報の提供を命じられた者に対し、これらの文書が提出された旨及びその要旨並びにこれらの文書の提出による執行停止が効力を失うまで、当該情報の提供を命じられた者は債務者の財産に係る情報を提供してはならない旨を通知しなければならない。

〔3 略〕

が提出されたときは、裁判所書記官は、申立人及び当該情報の提供を命じられた者に対し、これらの文書が提出された旨及びその要旨並びにこれらの文書の提出による執行停止が効力を失うまで、当該情報の提供を命じられた者は債務者の財産に係る情報を提供してはならない旨を通知しなければならない。

〔3 同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(企業担保権実行手続規則の一部改正)

第二条 企業担保権実行手続規則(昭和三十三年最高裁判所規則第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍

線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(実行の申立) 第二条 「略」 「2 略」 3 申立書には、企業担保権に関する公正証書(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))をもつて作成されている場合にあつては、公証人法(明</p>	<p>(実行の申立) 第二条 「同上」 「2 同上」 3 申立書には、企業担保権に関する公正証書及び会社の登記事項証明書を添付しなければならない。</p>

治四十一年法律第五十三号) 第四十四条第一項
第二号の書面) 及び会社の登記事項証明書を添
付しなければならない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(民事再生規則の一部改正)

第三条 民事再生規則(平成十二年最高裁判所規則第三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(申立ての方式等) 第二条 「略」	(申立ての方式等) 第二条 「同上」

「2・3 略」

4 裁判所は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記録されている情報の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を有している場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）であつて裁判所の定めるものにより裁

「2・3 同上」

4 裁判所は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記録されている情報の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）を有している場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）であつて裁判所の定め

判所に提供することを求めることができる。

(届出の方式・法第九十四条)

第三十一条 「略」

〔2 略〕

3 再生債権が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、第一項の届出書に、

執行力ある債務名義の写し(債務名義が電磁的記録をもって作成された執行証書(民事執行法

(昭和五十四年法律第四号)第二十二條(債務

名義)第五号に規定する執行証書をいう。)で

ある場合にあっては、公証人法(明治四十一年

法律第五十三号)第四十三條(公正証書の謄本

るものにより裁判所に提供することを求めることができる。

(届出の方式・法第九十四条)

第三十一条 「同上」

〔2 同上〕

3 再生債権が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、第一項の届出書に、

執行力ある債務名義の写し又は判決書の写しを添付しなければならない。

等の交付等) 第一項第二号の書面(公正証書に記録されている事項の全部を出力したものに限る。)又は判決書の写しを添付しなければならない。

「4 略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

「4 同上」

(会社更生規則の一部改正)

第四条 会社更生規則(平成十五年最高裁判所規則第二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
-----	-----

(申立ての方式等)

第一条 「略」

〔2 略〕

3 裁判所（法第二条第四項に規定する更生裁判所を含む。以下この項において同じ。）は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記録されている情報の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を有している場合において、必要があ

(申立ての方式等)

第一条 「同上」

〔2 同上〕

3 裁判所（法第二条第四項に規定する更生裁判所を含む。以下この項において同じ。）は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記録されている情報の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）を有している場合にお

ると認めるときは、その者に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）であつて裁判所の定めるものにより裁判所に提供することを求めることができる。

〔4 略〕

（更生債権等の届出の方式・法第百三十八条）

第三十六条 「略」

〔2・3 略〕

4 更生債権等が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、前項に規定する届出書に、執行力ある債務名義の写し（債務名義

いて、必要があると認めるときは、その者に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）であつて裁判所の定めるものにより裁判所に提供することを求めることができる。

〔4 同上〕

（更生債権等の届出の方式・法第百三十八条）

第三十六条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 更生債権等が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、前項に規定する届出書に、執行力ある債務名義の写し又は判決書

<p>が電磁的記録をもって作成された執行証書（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十二條第五号に規定する執行証書をいう。）である場合にあっては、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第四十三條第一項第二号の書面（公正証書に記録されている事項の全部を出力したものに限る。）又は判決書の写しを添付しなければならない。</p> <p>〔5 略〕</p>	<p>の写しを添付しなければならない。</p> <p>〔5 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（破産規則の一部改正）

第五條 破産規則（平成十六年最高裁判所規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改める。

<p>改正後</p>	<p>(電磁的方法による情報の提供等) 第三条 裁判所(破産裁判所を含む。以下この項において同じ。)は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記録されている情報の内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を有している</p>
<p>改正前</p>	<p>(電磁的方法による情報の提供等) 第三条 裁判所(破産裁判所を含む。以下この項において同じ。)は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記録されている情報の内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。)</p>

場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第四十六条第一項第二号において同じ。）であつて裁判所の定めるものにより裁判所に提供することを求めることができる。

〔2 略〕

（破産債権の届出の方式・法第百十一条）

第三十二条 〔略〕

〔2・3 略〕

4 前項の届出書には、次に掲げる書面を添付し

（を有している場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第四十六条第一項第二号において同じ。）であつて裁判所の定めるものにより裁判所に提供することを求めることができる。）

〔2 同上〕

（破産債権の届出の方式・法第百十一条）

第三十二条 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 〔同上〕

なければならぬ。

〔一 略〕

二 破産債権が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、執行力ある債務名義の写し（債務名義が電磁的記録をもつて作成された執行証書（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十二條第五号に規定する執行証書をいう。）である場合にあっては、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第四十三條第一項第二号の書面（公正証書に記録されている事項の全部を出力したものに限る。））又は判決書の写し

〔三 略〕

〔一 同上〕

二 破産債権が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、執行力ある債務名義の写し又は判決書の写し

〔三 同上〕

〔5 略〕

〔5 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）附則第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（民事訴訟規則等の一部を改正する規則の一部改正）

第二条 民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六年最高裁判所規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中民事執行規則第二十条の改正規定を次のように改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げ

る対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(公証人法第四十八条第一項の最高裁判所規則で定める執行証書の正本等の送達方法)</p> <p>第二十条 「略」</p> <p>〔2〕6 略</p> <p>7 債務者の住所、居所その他送達をすべき場所 が知れないとき、若しくは<u>第十一項</u>及び公証人法第四十八条第三項において準用する民事訴訟法第一百七十七条第一項の規定による送達をすること</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(公証人法第四十八条第一項の最高裁判所規則で定める執行証書の正本等の送達方法)</p> <p>第二十条 「同上」</p> <p>〔2〕6 同上</p> <p>7 債務者の住所、居所その他送達をすべき場所 が知れないとき、若しくは<u>次項</u>及び公証人法第四十八条第三項において準用する民事訴訟法第一百七十七条第一項の規定による送達をすることがで</p>

ができないとき、又は外国においてすべき送達についてその送達が著しく困難であるときは、債権者は、第五項の書類の公示送達について、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所（この普通裁判籍がないときは、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所）の許可を受けて、その地方裁判所に所属する執行官に対し、その書類の公示送達の申立てをすることができる。

8 前項の公示送達は、執行官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

きないとき、又は外国においてすべき送達についてその送達が著しく困難であるときは、債権者は、第五項の書類の公示送達について、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所（この普通裁判籍がないときは、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所）の許可を受けて、その地方裁判所に所属する執行官に対し、その書類の公示送達の申立てをすることができる。

〔新設〕

9 第七項の公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間（外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、六週間）を経過することによつて、その効力を生ずる。

10 前項の期間は、短縮することができない。

11 民事訴訟法第九十九条第一項及び第二項の規定は第二項又は第五項の送達について、同法第九十九条、第二百二条の二、第二百三条、第二百五条、第二百六条並びに第二百七条第一項及び第三項並びに民事訴訟規則第四十三条及び第四十四条の規定は第六項の送達について、同規則第四十六条第二項の規定は第七項の公示送達について準用する。

〔新設〕

〔新設〕

8 民事訴訟法第二百二条第一項及び第二項の規定は第二項又は第五項の送達について、同法第一百一条から第一百三十三条まで、第二百五条、第二百六条並びに第二百七条第一項及び第三項並びに民事訴訟規則第四十三条及び第四十四条の規定は第六項の送達について、同法第一百十一条及び第一百十二条並びに同規則第四十六条第二項の規定は前項の公示送達について準用する。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第五条中民事執行規則第二十三条の二及び第三十一条の改正規定を削る。

附則第四十七条中民事再生規則第二条の改正規定を削り、第三十一条の改正規定を次のように改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(届出の方式・法第九十四条) 第三十一条 「略」 〔2 略〕</p> <p>3 再生債権が執行力ある債務名義又は終局判決</p>	<p>(届出の方式・法第九十四条) 第三十一条 「同上」 〔2 同上〕</p> <p>3 再生債権が執行力ある債務名義又は終局判決</p>

のあるものであるときは、第一項の届出書に、
執行力ある債務名義の写し（債務名義に係る電
磁的記録が裁判所の使用に係る電子計算機（入
出力装置を含む。）に備えられたファイル（以
下この項において単に「ファイル」という。）
に記録されたものである場合にあつては、当該
電磁的記録に記録されている事項を出力するこ
とにより作成した書面、債務名義が電磁的記録
をもつて作成された執行証書（民事執行法（昭
和五十四年法律第四号）第二十二條（債務名義
）第五号に規定する執行証書をいう。）である
場合にあつては、公証人法（明治四十一年法律
第五十三号）第四十三條（公正証書の謄本等の

のあるものであるときは、第一項の届出書に、
執行力ある債務名義の写し（債務名義が電磁的
記録をもつて作成された執行証書（民事執行法
（昭和五十四年法律第四号）第二十二條（債務
名義）第五号に規定する執行証書をいう。）で
ある場合にあつては、公証人法（明治四十一年
法律第五十三号）第四十三條（公正証書の謄本
等の交付等）第一項第二号の書面（公正証書に
記録されている事項の全部を出力したものに限
る。））又は判決書の写しを添付しなければな
らない。

<p>交付等) 第一項第二号の書面(公正証書に記録されている事項の全部を出力したものに限り。)</p> <p>() 又は判決書の写し若しくは電子判決書(民事訴訟法第二百五十二条(電子判決書)第一項に規定する電子判決書(同法第二百五十三条(言渡しの方式)第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。)をいう。第四十七条(再生債権の確定に関する訴訟の結果の記載)において同じ。)に記録されている事項を出力することにより作成した書面を添付しなければならぬ。</p> <p>「4 略」</p>	<p>「4 同上」</p>
--	---------------

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則第五十条中会社更生規則第一条の改正規定を削り、第三十六条の改正規定を次のように改める。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(更生債権等の届出の方式・法第三百三十八条) 第三十六条 「略」 「2・3 略」 4 更生債権等が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、前項に規定する届出書に、執行力ある債務名義の写し(債務名義に係る電磁的記録が裁判所の使用に係る電子計</p>	<p>(更生債権等の届出の方式・法第三百三十八条) 第三十六条 「同上」 「2・3 同上」 4 更生債権等が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、前項に規定する届出書に、執行力ある債務名義の写し(債務名義が電磁的記録をもって作成された執行証書(民</p>

算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイル（以下この項において単に「ファイル」という。）に記録されたものである場合にあつては、当該電磁的記録に記録されている事項を出力することにより作成した書面、債務名義が電磁的記録をもつて作成された執行証書（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十二條第五号に規定する執行証書をいう。）である場合にあつては、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第四十三條第一項第二号の書面（公正証書に記録されている事項の全部を出力したものに限る。）又は判決書の写し若しくは電子判決書（民事訴訟法第二百五十二條第一項に規

事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十二條第五号に規定する執行証書をいう。）である場合にあつては、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第四十三條第一項第二号の書面（公正証書に記録されている事項の全部を出力したものに限る。）又は判決書の写しを添付しなければならない。

定する電子判決書（同法第二百五十三條第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）をいう。）に記録されている事項を出力することにより作成した書面を添付しなければならない。

〔5 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔5 同上〕

附則第五十二條中破産規則第三條の改正規定を削り、第三十二條の改正規定を次のように改める。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
-----	-----

(破産債権の届出の方式・法第百十一条)

第三十二条 「略」

〔2・3 略〕

4 前項の届出書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

〔一 略〕

二 破産債権が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、執行力ある債務名義の写し(債務名義に係る電磁的記録が裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイル(以下この号において単に「ファイル」という。)に記録

(破産債権の届出の方式・法第百十一条)

第三十二条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 「同上」

〔一 同上〕

二 破産債権が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、執行力ある債務名義の写し(債務名義が電磁的記録をもって作成された執行証書(民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第二十二條第五号に規定する執行証書をいう。)である場合にあつては

されたものである場合にあっては、当該電磁的記録に記録されている事項を出力することにより作成した書面、債務名義が電磁的記録をもつて作成された執行証書（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十二条第五号に規定する執行証書をいう。）である場合にあっては、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第四十三条第一項第二号の書面（公正証書に記録されている事項の全部を出力したものに限る。）又は判決書の写し若しくは電子判決書（民事訴訟法第二百五十二条第一項に規定する電子判決書（同法第二百五十条第二項の規定によりファイルに記録され

、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第四十三条第一項第二号の書面（公正証書に記録されている事項の全部を出力したものに限る。）又は判決書の写し

たものに限る。()をいう。()に記録されてい
る事項を出力することにより作成した書面

〔三 略〕

〔5 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔三 同上〕

〔5 同上〕

最 高 裁 判 所 長 官 今 崎 幸 彦

理 由

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴い、公証人が執行文を付与する手続、公正証書の送達等に関し、必要な事項を定める必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

資料一

◎最高裁判所規則第●号

民事訴訟法第三百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和●年●月●日

最 高 裁 判 所

民事訴訟法第三百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則等の一部を改正する規則

(民事訴訟法第三百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則の一部改正)

第一条 民事訴訟法第三百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則(平成十八年最高裁判所規則第十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

民事訴訟法第八編第二章の規定による督促手続に関する規則

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（「」で注記した項番号を含む。）に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p>
<p>（民事訴訟法第八編第二章の規定による督促手続を取り扱う簡易裁判所等）</p> <p>第一条 民事訴訟法（平成八年法律第九号。以下「法」という。）第三百九十七条の最高裁判</p>	<p>（電子情報処理組織を用いて督促手続を取り扱う簡易裁判所等）</p> <p>第一条 民事訴訟法（平成八年法律第九号。以下「法」という。）第三百三十二条の十第一項に</p>

所規則で定める簡易裁判所は、東京簡易裁判所とする。

2 法第三百九十七条の最高裁判所規則で定める

電子情報処理組織は、指定簡易裁判所の使用に係る電子計算機と支払督促の申立てをする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、その者が次条各号に掲げる申立て等（法第三百三十二条の十第一項に規定する申立て等をいう。以下同じ。）をするために最高裁判所が設置し、及び管理す

規定する電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を用いてする督促手続に関する申立てその他の申述（以下「電子督促手続関係申立て等」という。）を取り扱う指定簡易裁判所は、東京簡易裁判所とする。

〔新設〕

るもの（以下「特定電子情報処理組織」という。）とする。

3 指定簡易裁判所の裁判所書記官に対しては、法第三百八十三条に規定する簡易裁判所が指定簡易裁判所以外の簡易裁判所である場合にも、特定電子情報処理組織を用いて支払督促の申立てをすることができる。

（特定督促手続関係申立て等の範囲）

第二条 特定電子情報処理組織を用いて指定簡易裁判所の裁判所書記官に対してすることができ、る申立て等（以下「特定督促手続関係申立て等」という。）は、次に掲げる申立て等とする。ただし、債権者がするものに限る。

2 指定簡易裁判所の裁判所書記官に対しては、法第三百八十三条に規定する簡易裁判所が指定簡易裁判所以外の簡易裁判所である場合にも、電子情報処理組織を用いて支払督促の申立てをすることができる。

（電子督促手続関係申立て等の範囲）

第二条 指定簡易裁判所の裁判所書記官に対してすることができ、る電子督促手続関係申立て等は、次に掲げる申立て等（法第三百三十二条の十第一項に規定する申立て等をいう。以下同じ。）とする。ただし、債権者がするものに限る。

「一〇六 略」

「削る」

(特定督促手続関係申立て等の方式等)

第三条 特定督促手続関係申立て等をする者は、指定簡易裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な様式に従い、前条各号に掲げる申立て等に関する法令の規定により書面等（法第三百三十二条の十第一項に規定する書面等をいう。）に記載すべきこととされている事項を当該者の使用に係る電子計算機から入力する方法により、当該申立て等をしななければならない。

「一〇六 同上」

七 法第九十一条第三項に規定する訴訟に関する事項の証明書の交付の請求

(電子督促手続関係申立て等の方式等)

第三条 電子督促手続関係申立て等をする者は、指定簡易裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な様式に従い、前条各号に掲げる申立て等に関する法令の規定により書面等（法第三百三十二条の十第一項に規定する書面等をいう。）に記載すべきこととされている事項を当該者の使用に係る電子計算機から入力する方法により、当該申立て等をしななければならない。

2 特定督促手続関係申立て等をする者は、当該特定督促手続関係申立て等に係る情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行い、これを当該電子署名に係る電子証明書（電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録をいう。以下同じ。）と併せて送信しなければならぬ。ただし、当該電子証明書は、次の各号のいずれかに該当するものに限る。

「一〜三 略」

2 電子督促手続関係申立て等をする者は、当該電子督促手続関係申立て等に係る情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行い、これを当該電子署名に係る電子証明書（電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録をいう。以下同じ。）と併せて送信しなければならぬ。ただし、当該電子証明書は、次の各号のいずれかに該当するものに限る。

「一〜三 同上」

3 特定電子情報処理組織を用いてする支払督促の申立て（以下「特定支払督促申立て」という。）をする場合には、次に掲げる事項は、当該事項を証する情報を当該申立てに係る情報と併せて送信する方法によって証明しなければならない。ただし、第一号に掲げる事項については、前項の規定により同項第一号に掲げる電子証明書を送信する方法に限り、第二号に掲げる事項については、委任による代理人の権限を証する情報に作成者が電子署名を行い、これを当該電子署名に係る電子証明書（同項各号のいずれかに該当するものに限る。）と併せて送信する方法に限る。

3 電子情報処理組織を用いてする支払督促の申立て（以下「電子支払督促申立て」という。）をする場合には、次に掲げる事項は、当該事項を証する情報を当該申立てに係る情報と併せて送信する方法によって証明しなければならない。ただし、第一号に掲げる事項については、前項の規定により同項第一号に掲げる電子証明書を送信する方法に限り、第二号に掲げる事項については、委任による代理人の権限を証する情報に作成者が電子署名を行い、これを当該電子署名に係る電子証明書（同項各号のいずれかに該当するものに限る。）と併せて送信する方法に限る。

「一・二 略」

4 特定支払督促申立てをする場合には、同時に、電子メールアドレス（民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第四十五条の二に規定する電子メールアドレスをいう。以下同じ。）を届け出なければならない。

5 法第三百九十八条第三項に規定する指定は、特定支払督促申立ての時にしなければならない。

6 特定支払督促申立てをした場合における法第三百九十一条第二項ただし書に規定する債権者の同意は、特定電子情報処理組織を用いてする仮執行の宣言の申立ての時にしなければならない。

「一・二 同上」

4 電子支払督促申立てをする場合には、同時に、電子メールアドレス（電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。）を届け出なければならない。

5 法第三百九十八条第三項に規定する指定は、電子支払督促申立ての時にしなければならない。

6 電子支払督促申立てをした場合における法第三百九十一条第二項ただし書に規定する債権者の同意は、電子情報処理組織を用いてする仮執行の宣言の申立ての時にしなければならない。

い。

〔削る〕

(法第三百九十九条に規定する同意の時期等)

第四条 〔削る〕

7 電子督促手続関係申立て等であつて前条第一

号又は第七号に掲げるものをする者は、手数料を現金をもって納めることができる。この場合においては、当該電子督促手続関係申立て等をしたことにより得られた納付情報により当該手数料を納付しなければならない。

(電子督促手続関係申立て等に関する処分の告知の方式)

第四条 〔1〕 法第三百九十九条第三項の規定

は、電子督促手続関係申立て等に関する次に掲げる処分の告知について準用する。

一 第二条第一号から第三号までに掲げる申立

〔1〕 法第三百九十九条に規定する債権者の同意は、特定支払督促申立ての時にしなければならぬ。

2 前項の同意がある場合における法第三百九十九条の二第一項本文の通知は、前条第四項の規定により届け出られた電子メールアドレス宛てに電子メール（民事訴訟規則第四十五条の二に規定する電子メールをいう。）を送信する方法によつてする。

3 特定支払督促申立てをした場合における民事

てを却下する処分の告知

二 第二条第一号に掲げる申立ての不備を補正すべきことを命ずる処分の告知

2 前項において準用する法第三百九十九条第三項に規定する債権者の同意は、電子支払督促申立ての時にしなければならぬ。

3 第一項において準用する法第三百九十九条第三項に規定する債権者に対する通知は、前条第四項の規定により届け出られた電子メールアドレス宛てに電子メールを送信する方法によつてする。

〔新設〕

訴訟規則第四十五の三第一項の適用については、同項中「法第三百三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項の方法」とあるのは、「法第三百三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項の方法又は書面による方法」とする。

〔削る〕

（電磁的記録による作成等）

第五条 電子支払督促申立てに係る督促手続に關し、法第四百条第一項の規定により電磁的記録の作成等（同項に規定する作成等をいう。以下同じ。）をすることができるものは、次の各号に掲げる処分とし、指定簡易裁判所の裁判所書記官は、当該各号に掲げる処分について電磁的

記録の作成等をする場合には、それぞれ当該各号に定める事項を当該指定簡易裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行うものとする。

一 支払督促 法令の規定により当該処分に係る書面に記載すべきこととされている事項

二 電磁的記録の作成等がされた支払督促についての仮執行の宣言 当該支払督促についての仮執行をすることができる旨及び手続の費用

額

2 指定簡易裁判所の裁判所書記官は、前項第二号に掲げる処分について電磁的記録の作成等をした場合において、次の各号に掲げるときは、

それぞれ当該各号に定める事項を当該指定簡易裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

一 執行文を付与したとき 民事執行規則（昭和五十四年最高裁判所規則第五号）第十八条第一項（第三号を除く。）に規定する事項

二 仮執行の宣言を付した支払督促の正本を更に交付したとき 民事執行規則第十八条第二項に規定する事項

3 指定簡易裁判所の裁判所書記官は、次の各号に掲げる処分について電磁的記録の作成等をする場合には、当該処分に係る事項を当該指定簡易裁判所の使用に係る電子計算機に備えられた

ファイルに記録する方法により行うものとする。

一 第二条第一号から第三号までに掲げる申立てを却下する処分

二 第二条第一号に掲げる申立ての不備を補正すべきことを命ずる処分

三 支払督促の更正の処分

4 法第四百一条の規定は、前二項の規定により電磁的記録の作成等がされた部分について準用する。

(電磁的記録に係る訴訟記録の正本等の作成)

第六条 法第四百一条第一項に規定する電磁的記録部分の正本、謄本又は抄本の作成に当たって

「削る」

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第五条 特定督促手続関係申立て等をする場合に

おける法第百三十二条の十第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、第三条第二項の規定により特定督促手続関係申立て等に係る情報に電子署名を行い、これを同項に規定す

は、同項の規定により当該電磁的記録部分の内容を出力した書面に、正本、謄本又は抄本であることを記載し、指定簡易裁判所の裁判所書記官が記名押印しなければならない。

2 前項の規定は、前条第二項及び第三項の規定により電磁的記録の作成等がされた部分について準用する。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第七条 法第百三十二条の十第四項に規定する氏

名又は名称を明らかにする措置は、第三条第二項の規定により電子督促手続関係申立て等に係る情報に電子署名を行い、これを同項に規定する電子証明書と併せて送信することとする。

る電子証明書と併せて送信することとする。

〔削る〕

〔削る〕

2|| 法第四百条第二項において準用する法第三百十二条の第十四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、法第四百条第一項の規定により作成等がされた電磁的記録に記録された情報に電子署名を行うこととする。

(費用の予納の特例)

第八条 継続的にかつ反復して電子支払督促申立てをしようとする債権者（法人に限る。）は、指定簡易裁判所の登録を受けたときは、当該電子支払督促申立てに係る督促手続の郵便物の料金等（郵便物の料金又は民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第十三条

に規定する信書便の役務に関する料金をいう。
以下同じ。)に充てるための費用を一括して予
納することができる。

2 前項の規定による予納は、現金でなければ
ならない。

3 第一項の規定により予納された現金は、同項
の登録を受けた債権者による同項に規定する電
子支払督促申立てに係る督促手続において郵便
物の料金等の支払の必要が生じたときに、その
必要が生じた順に、当該郵便物の料金等に充て
られるものとする。

(訴訟への移行による記録の引継ぎ)

第六條 法第三百九十八條の規定により支払督促

(訴訟への移行による記録の送付等)

第九條 法第三百九十八條の規定により支払督促

を発した裁判所書記官の所属する指定簡易裁判所とは異なる簡易裁判所又は地方裁判所に訴えの提起があつたものとみなされたときは、当該指定簡易裁判所の裁判所書記官は、遅滞なく、当該簡易裁判所又は地方裁判所の裁判所書記官に訴訟記録の管理を引き継がなければならない。

を発した裁判所書記官の所属する指定簡易裁判所とは異なる簡易裁判所又は地方裁判所に訴えの提起があつたものとみなされたときは、当該指定簡易裁判所の裁判所書記官は、遅滞なく、当該簡易裁判所又は地方裁判所の裁判所書記官に対し、訴訟記録の送付（電磁的記録の作成等がされた部分については、当該部分に記録された情報の電気通信回線を通じてする送信）をしなければならぬ。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（人事官弾劾裁判手続規則の一部改正）

第二条 人事官弾劾裁判手続規則（昭和二十五年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">（訴追状送達の省略）</p> <p>第四条 国会が国家公務員法第九条第三項の規定により訴追状の写しを訴追に係る人事官に送付したことを証する書面を提出したときは、裁判所は、訴追状の送達を省略することができる。</p> <p>2 国会は、前項の規定による書面の提出に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">（訴追状送達の省略）</p> <p>第四条 国会が国家公務員法第九条第三項の規定により訴追状の写を訴追にかかる人事官に送付したことを証する書面を提出したときは、裁判所は、訴追状の送達を省略することができる。</p> <p>〔新設〕</p>

当該書面の画像情報を電子情報処理組織（民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第五十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録する方法により提出することができる。

3 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第三百十二条の十一第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、第一項の規定による書面の提出について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項」とあるのは、「人事官弾劾裁判手続規則第四条第二項」と読

〔新設〕

み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(民事訴訟規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第三条 民事訴訟規則等の一部を改正する規則(令和六年最高裁判所規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中民事訴訟規則(平成八年最高裁判所規則第五号)第五十三条の改正規定を次のように改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを加える。

改正後

改正前

(訴状の記載事項・法第三百三十四条)

第五十三条 「略」

〔2・3 略〕

4 訴状には、第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 原告又はその代理人の郵便番号及び電話番号等

二 当事者が法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条（定義）第十六項に規定する法人番号をい

(訴状の記載事項・法第三百三十四条)

第五十三条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 訴状には、第一項に規定する事項のほか、原告又はその代理人の郵便番号及び電話番号等を記載しなければならない。

〔新設〕

う。)の指定を受けている場合にあつては、

当該法人番号

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則の一部改正)

第四条 民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則(令和六年最高裁判所規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「民事訴訟法第三百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則」を「民事訴訟法第八編第二章の規定による督促手続に関する規則」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の二項を加える。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から別に最高裁判所規則で定める日までの間における第一条第二項の規定の適用については、同項中「個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいう。）を送信しなければならぬ。ただし、最高裁判所」とあるのは「最高裁判所」と、「講ずる場合は、この限りでない」とあるのは「講じなければならぬ」とする。

3 この規則の施行前に民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則（令和四年最高裁判所規則第一号）第二条第二項に規定する最高裁判所の細則で定めるところにより付与された識別符号は、第一条第三項又は第二条第二項の規定により付与された識別符号とみなす。

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日（次条において「施行日」という。）から施行する。ただし、第三条の規定及び第四条中民事事件等に関する手続

において用いる識別符号の付与等に関する規則附則を同規則附則第一項とし、同項に見出しを付し、同規則附則に二項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則による改正後の民事訴訟法第八編第二章の規定による督促手続に関する規則（以下この条において「新規則」という。）の規定は、施行日以後に申し立てられる特定支払督促申立て（新規則第三条第三項に規定する特定支払督促申立てをいう。）に係る督促手続について適用し、施行日前に申し立てられた電子支払督促申立て（この規則による改正前の民事訴訟法第三百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則第三条第三項に規定する電子支払督促申立てをいう。）に係る督促手続については、なお従前の例による。

最高裁判所長官 今 崎 幸 彦

理由

民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行に伴い、同法による改正後の民事訴訟法第八編第二章の規定による督促手続、人事官の弾劾の裁判の手続、民事事件等に関する手続において用いる識別符号等に関し、必要な事項を定める必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

(令和 7. 6. 17 行一印)

議決事項案（最高裁判所が、電子情報処理組織を使用する申立て等の方式等に関する細則を定める権限を最高裁判所長官に委任することについて）

最高裁判所は、人事官弾劾裁判手続規則（昭和 25 年最高裁判所規則第 5 号）第 4 条第 2 項の細則を定める権限を、最高裁判所長官に委任する。

事務総局会議（第13回）議事録	
日時	令和7年6月24日（火）午前11時00分～午前11時15分
場所等	総局会議室
出席者	氏本事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、染谷経理局長、福田民事局長兼行政局長、平城刑事局長、馬渡家庭局長、福島秘書課長兼広報課長、坂口審議官、榎本デジタル審議官、馬場事務総局参事官
議事	<ol style="list-style-type: none">1 裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱等に基づく事務の実施状況（令和6年度の報告）について 福島秘書課長説明（資料第1）2 令和7年度外国出張計画について 福島秘書課長説明（資料第2）
結果	<ul style="list-style-type: none">◎ 裁判官会議報告 1◎ 了承 2
秘書課長 福島直之	

裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要
綱等に基づく事務の実施状況について

(期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

1 開示申出等に関する事務の実施状況について

(1) 司法行政文書開示

申出件数	最高裁	532件	(前年度	429件)	
	下級裁	1038件	(前年度	1073件)	
終局件数	最高裁	547件	下級裁	1219件	
	全部又は一部開示の判断	最高裁	389件	下級裁	664件
	全部不開示の判断	最高裁	148件	下級裁	542件
	取下げ等	最高裁	10件	下級裁	13件

(2) 保有個人情報開示

申出件数	最高裁	25件	(前年度	34件)	
	下級裁	123件	(前年度	122件)	
終局件数	最高裁	30件	下級裁	108件	
	全部又は一部開示の判断	最高裁	26件	下級裁	60件
	全部不開示の判断	最高裁	4件	下級裁	43件
	取下げ等	最高裁	0件	下級裁	5件

2 苦情申出に関する事務の実施状況について

- (1) 苦情申出件数 216件 (原判断庁 最高裁65件 (うち保有個4件)、下級裁151件 (うち保有個16件)) (前年度101件)
- (2) 情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問した件数 170件
- (3) 答申件数 94件

令和7年度外国出張計画

- | | |
|---|----------------|
| 1 最高裁判所判事国際会議出席等 | 合計2人 |
| (1) 韓国、フィリピン | 最高裁判事1人 |
| (2) (1)の随行 | 裁判官1人 |
| 2 国際会議 | 合計4人 |
| (1) アジア太平洋法律協会（ローエイシア）第38回会議（ベトナム、約5日間）【秘書課】 | 裁判官1人 |
| (2) シンガポール国際商事裁判所（SICC）－シンガポール司法大学校（SJC）商事法シリーズ（シンガポール、約4日間）【民事局】 | 裁判官1人 |
| (3) 全米州裁判所事務局（NCSC）主催のコートテクノロジーに関する会議（米国、約6日間）【デジタル審議官】 | 裁判官1人
一般職1人 |